

第百三十九回国参議院法務委員会會議録第二号

平成八年十二月十三日(金曜日)

午後三時開会

委員の異動

十二月五日

辞任

田 英夫君

補欠選任

照屋 寛徳君

十二月十二日

辞任

菅野 久光君

補欠選任

菅野 茂君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

統 訓弘君

委員

久世 公堯君

前田 勲男君

浜四津敏子君

橋本 敦君

岡 利定君

中原 爽君

服部三男雄君

林田悠紀夫君

大森 礼子君

山崎 順子君

及川 一夫君

照屋 寛徳君

伊藤 基隆君

菅野 茂君

菅野 茂君

菅野 茂君

菅野 茂君

菅野 茂君

菅野 茂君

事務局側

常任委員会専門

吉岡 恒男君

本日の會議に付した案件

○人権擁護施策推進法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(統訓弘君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
去る五日、田英夫君が委員を辞任され、その補欠として照屋寛徳君が選任されました。
また、昨日、菅野久光君が委員を辞任され、その補欠として菅野茂君が選任されました。

○委員長(統訓弘君) 議事に入るに先立ち、この際、御報告いたします。
去る五日、給与二法審査の際、菅野久光君の質疑に対する法務省山崎司法法制調査部長の答弁について理事會において協議いたしました結果、不適当な発言があると認めましたので、委員長はその部分を取り消すことにいたします。

○委員長(統訓弘君) 人権擁護施策推進法案を議題といたします。
政府から趣旨説明を聴取いたします。松浦法務大臣。

○法務大臣(松浦功君) 人権擁護施策推進法案につきましても、その趣旨を御説明いたします。
我が国におきましては、日本国憲法のもと、すべての国民は基本的人権の享有を妨げられず、個人として尊重され、法のもとに平等とされており、政府は、これまで人権に関する諸制度の整備及び施策の推進を図るとともに、国際社会の一員として人権に関する諸条約に加入するなど、各

般の施策を講じてまいりました。

しかし、今日におきましても、同和問題等社会的身分や門地による不当な差別、人種、信条、性別による不当な差別その他の人権侵害がなお存在しており、また、我が国社会の国際化、高齢化、情報化の進展等に伴い、人権に関するさまざまな課題も見られるようになってきております。特に、同和問題につきましても、本年五月に地域改善対策協議会から同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について意見具申がなされ、この中で、差別意識の解消に向けた教育及び啓発の推進、人権侵害による被害者の救済等の対応の充実強化等が求められております。

政府といたしましては、これらの状況を踏まえ、人権の擁護に関する施策の基本ともいえるべき人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策並びに人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策を今後とも推進していくとともに、これらの施策について改めて十分な検討を行うことが必要であり、これが同和問題の早期解決のためにも不可欠と考え、この法律案を提出することといたしました次第であります。

法律案の概要につきましては、国の責務として、日本国憲法の理念の通り、人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策並びに人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策を推進する責務を有することとし、審議会については、人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項並びに人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項について、調査審議するとともに、これらについて意見を述べることを任務としておりま

す。また、この法律は、政令で定める日から起算して五年を経過した日にその効力を失うことといたしております。

政府といたしましては、審議会の答申または意見具申がなされた際には、これを最大限尊重し、人権の擁護に関する各種の施策を講じてまいりたいと考えております。

なお、審議会に對しましては、人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策につきましても、人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策との関連を考慮しつつも、二年程度をめどとして早期に方向性を出していただくようお願いしてまいりたいと考えております。

以上が、この法律案の趣旨でございます。何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますよう、お願いいたします。

○委員長(統訓弘君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。
本案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後三時五分散会

十二月十二日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、人権擁護施策推進法案

人権擁護施策推進法案

人権擁護施策推進法案

(目的)

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵

害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権の擁護に関する施策の推進について、国の責務を明らかにするとともに、必要な体制を整備し、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(国の責務)

第二条 国は、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策並びに人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策を推進する責務を有する。

(人権擁護推進審議会の設置)

第三条 法務省に、人権擁護推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、法務大臣、文部大臣、総務庁長官又は関係各大臣の諮問に応じ、人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項を、法務大臣の諮問に応じ、人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項を調査審議する。

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、内閣総理大臣、法務大臣、文部大臣、総務庁長官又は関係各大臣に意見を述べることができる。

(人権擁護推進審議会の組織等)

第四条 審議会は、委員二十人以上で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、法務大臣が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

4 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

5 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

6 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

7 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

8 前各項に定めるもののほか、審議会に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(この法律の失効)

2 この法律は、前項の政令で定める日から起算して五年を経過した日にその効力を失う。

十二月十三日本委員会に左の案件が付託された。
(予備審査のための付託は十二月十二日)

一、人権擁護施策推進法案